

京都府関係課との意見交換会 議事要旨

(敬称略)

日 時 令和2年10月27日(火) 10時00分～11時20分

場 所 ルビノ京都堀川 会議室「松」

出席者

京都府

建設交通部 指導検査課 参事

同 営繕課 課長

同 営繕課 参事

同 営繕課 建設設備管理係主幹兼係長

同 住宅課 建設係課長補佐兼係長

教育庁 管理部管理課設備係課長補佐兼係長

渡邊 裕幸

関口 眞

北川 隆一

大継 明

廣瀬 孔

大杉 和士

一般社団法人京都電業協会

会 長 木下 博之

副会長 小滝 寛

常任理事 佐伯 祐左

専務理事 小林 章一

理 事 堀 智章

同 松本 芳弘

同 森 政博

事務局 齋藤 順

(進行役 一般社団法人京都電業協会常任理事 佐伯 祐左)

京都電業協会挨拶

会 長 木下 博之

おはようございます。京都電業協会会長の木下でございます。

本日はコロナ禍の中にもかかわらず、当意見交換会にご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、先般は文化庁の移転電気設備におきまして、大型物件でございますが地元企業にご発注を賜りまして、誠にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

さて、このコロナの影響でですね、私どもの業界におきましても、住宅などの建築物の延期や中止、それから工場等の設備投資が大幅に減少しているところであります。大変厳しい現状が続いております。働き方改革への取組み、対応、それから相変わらずですね、そんな中にありましても人手不足等、様々な問題が山積しているところであります。そんな中ではありますが、当協会におきましては京都府様、京都市様に合わせて100万円のコロナ対策支援金をご寄付させて頂いたところであります。

万全のコロナ対策を行いまして、今年度既に6回の電気工事技術者の技術力向上講習会と、電気工事施工管理技士および電気通信工事施工管理技士の受験対策講習会を開催しているところでございます。担い手確保のための啓発活動として、市内の工業高校の学生に対しての工事現場の見学会、工事についての講習会、学校の先生方に CAD 研修会というような催しも予定しております。会員サービスとしまして、労働基準法の改正についてわかりやすい解説動画を協会にて作成しまして、協会ホームページに掲載しております。こちらはどなたでも見られますのでぜひご覧き

ますようお願いいたします。

このコロナ禍の中、当協会としましては、これまで以上に行政の皆様方と会員企業とのつなぎ役として連携の強化を図りたく存じております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

京都府挨拶

建設交通部 営繕課長 関口 眞

皆様おはようございます。京都府建設交通部営繕課長の関口でございます。

開会にあたりましてごあいさつを申し上げます。

平素は京都府の建築関係行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。また、京都電業協会様からは「京都府新型コロナウイルス感染症対応応援寄附金」として多額のご寄付を頂きましたことに対しまして、合わせて御礼を申し上げます。

本日は、毎年恒例となっております京都電業協会の皆様との意見交換会が開催され、我々にとっても業界のご意見をお聞きできる良い機会と考えております。お互い、今後の建設業界にとりまして有意義な意見交換となりますよう、よろしくお願いいたします。

府政の状況については、京都府におきましては、昨年10月に「京都府総合計画 京都夢実現プラン」を策定しまして、府政を推進しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症におきましては、今年1月に府内で最初の感染が確認されて以降、いろいろな取り組みを行っていますが、感染防止と社会経済活動の両立を図るため、新しいライフスタイルの実践が求められております。この間、現場における「3つの密の回避」など、感染防止にご協力いただいておりますことに、御礼を申し上げます。

担い手3法の改正についてですが、昨年6月に建設業法・入札契約適正化法および公共工事の品質確保法が改正され、今年10月から著しく短い工期による請負契約は禁止されております。

監理技術者の専任の緩和と工事現場の技術者の規制が合理化されましたので、営繕工事での対応について検討しているところでございます。また、法定外労働災害保険の保険料を予定価格に反映することが発注者の責務として位置づけられましたので、営繕工事では今後保険料の予定価格への反映と法定外労働災害保険の付保の要件化を予定しております。

また、担い手3法改正の趣旨を踏まえまして、今年4月に公契約大綱を改正し、働き方改革の推進、災害時の緊急対応強化、生産性向上への取組を進めることとしております。

入札契約関係ですが、今年3月の設計労務単価等の改定に伴い、前年度と同様に契約変更の特例措置とインフレスライド条項による契約変更を実施しております。

社会保険料等の未加入対策として、工事請負契約書を改正し、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出や、社会保険等未加入の建設業許可業者が下請負人となることを禁止するなどの強化を図っております。

設計の基準類の改正ですが、昨年3月に国が公共建築工事標準仕様書等を見直したことに伴いま

して、営繕課では今年4月に工事特記仕様書を改正しております。

営繕関係業務についてですが、現在、大型工事では「新行政棟文化庁移転施設」、「府営住宅芥子谷団地」、「井手地区の特別支援学校」が工事中であり、様々な現場において皆様にご協力頂いていることに対しまして厚く御礼申し上げます。設計業務では、「向日ヶ丘支援学校改築」の基本実施設計、「宇治警察署建替」の基本実施設計に取り組んでいます。営繕課では大規模地震に備えて府施設の耐震改修や特定天井の改修工事を担当しております。また施設の木造化や内装等の木質化に取り組むとともに環境負荷の低減に配慮した施設の整備を進めております。

良質な公共建築物づくりのためには、透明性・公平性に配慮しつつ、適正な価格で調達することが重要であると考えております。設計時点のみではなく施工段階におきましても、より良いものを作り上げるため、皆様から積極的に提案して頂ければ幸いと考えております。

本日は実務レベルで忌憚のない意見を交換して頂きまして、日頃の疑問の解決等により相互理解を深めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

京都府から業界への要望・通知事項 (当日の意見… ●:ご当局 ☆:協会)

(1) 工事に伴う提出書類の統一について

- 請負者に提出を求めている書類については、様式をウェブサイトに掲載している。
- このたび、従前の書式集を、提出・提示書類一覧表とし、営繕部局間での提出書類の統一及び簡素化を図ることとした。準備が出来次第、各業界への説明を経て、今年度中に実施(試行)したいので、各工事業者への周知について協力を願いたい。

(2) 総合評価方式競争入札について

- 現在、電気工事における総合評価方式競争入札の実施を見合わせているので、ご了承願いたい。

京都電業協会からの質問・要望事項 (当日の意見… ●:ご当局 ☆:協会)

(1) 分離発注・地元発注継続のお願い

(協会・事前質問)

- ☆ 分離発注、地元発注にご尽力いただきありがとうございます。
- ☆ 分離発注、地元発注が地元企業を育て、それがそのまま社会インフラの維持・向上に対する貢献へ繋がると考えている。今後とも、分離発注・地元発注の継続をお願いしたい。

(京都府・回答)

- WTO案件を除き、公契約大綱に基づき府内企業への発注を原則としており、今後も府内企業への発注に努めたい。また、分離発注が適切と判断される工事案件については分離発注を採用している。今後も発注件数の確保に努めていきたい。

(当日の意見)

特になし

(2) 発注時期平準化のお願い

(協会・事前質問)

☆ コロナ禍にあって、民間企業の設備投資は低調になりつつあり、特に2021年度、2022年度の冷え込みを業界としては懸念している。今年度の計画であっても不要不急の工事は来年度以後へ繰り延べ、あるいは、4～5年後の計画であっても、民間需要の落ち込み期への前倒しなど、年間を通じて工事量の平準化につながるような発注の検討を行って頂くようお願いしたい。

(京都府・回答)

- 営繕課では、各事業主幹課が計画した事業について、設計・工事監理依頼を受けて業務を行っている。事業主幹課と調整し、出来る限り平準化を進めていきたい。
- 住宅課では、府営住宅の「長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理・更新工事を進めており、電気設備工事関係では「電気容量改修工事」を毎年実施している。今後も計画的な改修(発注)に進めていきたい。
- 教育庁では、府立高校校舎の「大規模改修工事」や「暖房設備改修に伴う電気設備工事」等について、府立高校全体で計画的に進めていきたい。

(当日の意見)

☆ 府立高校関係の整備状況はどの程度、進捗しているのか。

- 大規模改修は、まだ着手したところであり、暖房改修も含め、これからも継続して実施していく。

(3) 年間を通しての工事発注の平準化のお願い

(協会・事前質問)

☆ 発注部局に関わらず一般的に、年間を通じて見た時の発注時期が、第2・第3四半期に偏り、第1四半期に少ない傾向が見られる。事業計画時期の調整等もあると認識しているが、年間を通した発注時期の平準化をお願いしたい。

(京都府・回答)

- 営繕課では、事業主管課との調整のうえ、なるべく平準化に努めていきたい。
- 住宅関係での取組としては、前年度に設計を終え、翌年度の早い時期に発注できるようにして、年度内の平準化に努めたい。
- 教育庁においては、「前年度設計」、工事の平準化に取り組んでいる。学校運営を考慮して計画を進める必要がある点をご理解願いたい。

(当日の意見)

☆今年度、中丹・丹後地区で多数のトンネル工事のご発注を頂いたが、受注者からは、材料調達のひっ迫や警備員の確保などの苦労があったと聞いている。

☆特に学校関係では「開校日」を前提とした工期設定がされることについて、理解はできるが、突発的な事態も想定した「余裕を持った工事発注」をお願いしたい。

(4) ダンピング受注排除の徹底

(協会・事前質問)

☆これまでの御当局の取組により、総じてダンピング受注は減少していると認識している。ダンピング受注はその1件だけの問題で済まず、発生した1件に対し厳しい態度で対処しなければ、連鎖することで業界の疲弊へつながる危険性を有している。

☆当協会ではダンピング受注は行わないよう会員啓発を行うので、御当局におかれましては厳しく対処いただきたい。

(京都府・回答)

●公契約大綱では、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスのとれた入札契約制度に取り組んでおり、ダンピング対策の取り組みもその一つとして進めているところである。

●最低制限価格については、公契連の低入札調査基準価格制度の算定基準(いわゆる中央公契連モデル式)を準用しており、の制定、平成31年4月に改正されたのを受け、直ちに見直しを行っている。

●また、低入札価格調査の厳格化によりダンピング排除に努めている。

(当日の意見)

☆業界内部では様々な意見が有るが、協会としては「低入札排除、即失格」を要望している。低入札が発生したら、即失格とはせずに低入札価格調査を実施するのか。

●低入札価格調査を厳格化しており、調査条件をすべて満たさなければ契約は認めないので、ダンピング対策に一定の効果はあると考えている。

(5) 入札要件緩和による入札機会拡大のお願い

(協会・事前質問)

☆当協会では会員企業の技術力向上により、地元の健全な社会インフラの構築と維持に貢献して参りたい。技術力向上には、研修や訓練を通じた自社における取り組みと、実際の施工を通じた経験値向上の両方が必要であり、この考えから、当協会では技術力向上講習会を積極的に開催し、会員、非会員を問わず地元業者へ研修機会を提供している。

☆施工機会を提供する側におられる御当局には、地元中小企業に対する入札機会拡大を

推進して頂き、地元業者の育成につなげて頂くようお願いしたい。具体的には、大手工事会社しか充足できないような入札要件や、メーカー系会社しか充足できないような入札要件を緩和していただきたい。

(京都府・回答)

- WTO 対象工事を除き、原則として「府内企業への発注」や「下請企業の府内調達」を進めている。また、大規模工事や特殊工事などの品質を確保する必要がある工事においては、同種工事の施工実績を求めることがある。

(当日の意見)

- ☆ 大規模工事で共同企業体(JV)を結成することがあるが、JV代表者企業の技術者個人に施工実績を求めることはあるのか。
- 品質確保のため必要がある場合には施工実績を求めることがある。
- 文化庁案件で「既存建築物の保存活用」「文化庁からの要望」を考慮する必要があり、要件を付した。今後の案件についても、必要に応じ一定の資格要件を設定することはある。
- ☆ 工事品質は「企業で高めていくもの」と考えている。次の担い手の育成に苦慮している中で、“属人的な要件設定”が、将来の受注機会確保の制約になると感じている。
- ☆ 水処理プラント設備などメーカー発注とされている工事でも、私たち地元中小企業が下請で関与している物件は多い。電気設備工事は地元中小企業でも施工可能な部分がある。分離発注の採用により地元企業の入札参加機会をお願いしたい。
- ☆ 通信設備工事では、殆どの工事で実務経験を求められているが、電気通信工事施工管理技士の誕生に伴い、今後は工事規模に応じて実績要件の緩和をご検討いただきたい。

(6) 取りぬけ制度拡大のお願い

(協会・事前質問)

- ☆ 数年前より、受注機会拡大のために、同日で2件公告される同種の入札案件は選択制(1件のみ申請可)となっている。しかし最近、入札参加者が徐々に多くなり、1件あたりの競争が激化する傾向から、受注機会拡大を図るために、同日入札の申請の制限を撤廃し、複数申請を可能として頂き、落札者の取抜け制度の採用をお願いしたい。

(例)

中丹西土木事務所 令和2年6月23日公告

与謝トンネル照明更新	中西31防災安全(緊防緊)第999の2号の1の2 中西2防災安全(緊防緊)第999号の1の1
坂浦トンネル照明更新	中西31防災安全(緊防緊)第999の2号の1の1

丹後土木事務所 令和2年6月18日公告

宮津トンネル照明更新	丹後31防災安全(緊防緊)第999の2号の1の3
栗田トンネル照明更新	丹後31防災安全(緊防緊)第999の2号の1の4 丹後2防災安全(緊防緊)第999号の1の3

(京都府・回答)

- 取り抜け制度の運用については、地方自治法や会計規則で、最低の価格で入札した相手と契約する、入札はすべての入札書により行うなどの定めがあり、入札後の入札書の無効の取り扱いなどについて課題があり、検討が必要と考えている。
- 参加制限や取り抜けなど、制度の研究をしてゆきたい。

(当日の意見)

☆ 協会としては「入札機会を出来る限り多く確保したい」と願っているが、業界内で様々な意見がある。

(7) 労務費改善に向けた取り組みのお願い

(協会・事前質問)

☆ 前述のように、企業育成と働き方改革対応において、今後も引き続き担い手の確保と、確保した人材の育成が不可欠である。魅力ある産業にすることで、若い担い手が増え、希望を持って入職した若者たちが健全に成長していくためには人材投資が欠かせない。その源泉は「工事労務費」であるが、設計上の労務費と実情があっているとは言い難い状況にある。設計労務費の改善に向けた取り組みへのご協力をお願いしたい。

(京都府・回答)

- ご存じの通り、設計労務単価は、国交省の調査・統計処理に基づき設定されているものであり、発注者の判断で変更できるものではないことに留意いただきたい。
- 業界からの要望があったことについて、機会があれば国交省へ伝えていきたい。

(当日の意見)

☆ 電工は、国家資格を必須とする工種だが、労務単価は他の工種と比べて低い。
☆ 各社の調査回答が統計処理に表れている。協会から会員企業への情報周知など、業界全体で「担い手育成」を考えていきたい。

(8) 働き方改革推進に対する取り組み

(協会・事前質問)

☆ 2019年4月1日に施行された改正労働基準法が我々建設業者に適用されるのは、2024年4月1日である。またその前年、2023年4月1日からは、月60時間を超える時間外労働に対する時間外手当の割増率は50%以上となる。
☆ 全国的に建設業者は少子高齢化、人手不足が顕著な業界であり、その解消手段の一つであった外国人労働者の活用も、新型コロナウイルスの影響で当面は進展が遅れると言わざるを得ない。また、そもそも中小工事業者には労務の専門部門がないことの方が多く、当協会にて会員企業に対し行ったアンケートによると、法改正そのものを正しく理解していない事業者が多くいる実態も判明している。当協会ではこれを重く受け止め、

法改正の理解と適用への手助けを進めている。

☆ 長時間労働の是正には、受注者側の努力だけでなく、極端に短い工期設定の排除はもとより、週休2日を前提とした工期設定など、発注者側での施策も不可欠であり、御当局には、今後発注の工事におきまして、週休2日に対応した現場の拡充、余裕を持った工期設定の拡大推進をお願いしたい。

(京都府・回答)

- 公契約大綱の改正により、働き方改革の推進にかかる事項として「工事技術者の休日や必要な準備期間を考慮した適切な工期設定」「2年度にわたる工期の設定」など必要に応じた取組みにより、施工時期を平準化することが盛り込まれている。これに基づき、営繕工事においては「週休2日の徹底」「適正な工期設定」などを進めていきたい。
- また、営繕工事における生産性向上技術の活用については、情報共有システムの導入などを検討している。

(当日の意見)

☆ 建設業では「残業を前提とした運営」が存在しているが、デジタル化の推進により、書類の簡素化や提出方法の電子化などICTで効率化できないか、会員にも対応を促していきたい。

- BIM※の導入状況について業界の状況を聴きたい。

※BIM(Building Information Modeling・ビルディング インフォメーション モデリングの略称)。コンピューター上に現実と同じ建物の立体モデル(BIM モデル)を再現して、よりよい建物づくりに活用していく仕組みをいう。

☆ 業界内でのBIMの導入状況は正確には判らない。3D 程度であれば体験事例があるが「真のBIM」は無いだろうし、体験する機会もないのが実情ではないか。

☆ 工期設定にご配慮をお願いしたい。例えば、現場準備や移動も加味すると出勤は6時ごろになり、拘束時間(≒労働時間)が長くなる。

☆ とくに病院施設の場合、工事の質問に対する回答を早めて頂きたい。医師が意見表明することがあるが、回答に時間がかかるとその間施工が出来ず工期に影響する。

(9) 建設キャリアアップシステムの適用推進について

(協会・事前質問)

☆ 2023年度に建設キャリアアップシステム(CCUS)をすべての工事において原則化するとの方針が打ち出されている。これを受け、当協会でも会員企業へアンケート確認したところ、いまだ仕組みをよく理解していない企業、および、理解はしているが対応を先送りしている企業が多いことが判明しており、当協会では今後、仕組みの理解促進や、システム導入の啓発活動を行っていく予定である。貴局における今後の取り組み(発注工事への導入予定など)について、計画されていることがありましたらご教示をお願いしたい。(発注者側のお考えとして、会員企業に対する理解促進に活用させて頂きたい。)

(京都府・回答)

- 平成31年度から、国においてCCUSが開始された。本府においては、現時点では情報周知の段階であり、国や先進的な府県の取組みを見ながら検討していく。

(当日の意見)

- ☆ 本来は職人の待遇改善策として計画された制度だが、運用の現状が制度の趣旨とずれているのではないかと感じている。

(10) 発注時期平準化のお願い今後の設備投資計画、方針について

(協会・事前質問)

- ☆ 応札する側としては、数少ない技術者の配置を少しでも効率よく行えるよう、応札計画を立てている。そのためにも来年度以後の設備投資計画について、可能な範囲でご教示をお願いしたい。特に、コロナ禍における観光需要の減少により、発注者側においても収入計画の変更を余儀なくされたり、インフラ整備計画に大幅な変更があるのでは、と推察している。

(京都府・回答)

- 発注見通しは定期的にウェブサイトで公表しているので参照願いたい。今後の計画については、現時点では予算編成が確定していないが、各事業課の状況により計画、整備していきたい。
- 住宅関係は、市内で2件程度の電気容量改修工事を計画している。
- 学校関係では大規模改修を2件、暖房改修に伴う電気設備工事を2件、自家発電装置改修工事を1件程度、計画している。

(当日の意見)

特になし

(11) 技術者の兼務条件について

(協会・当日の意見)

- ☆ 監理技術者の兼任について、府発注工事での取扱はどのようになるか、判明している範囲でお聞かせ願いたい。

(京都府・回答)

- 建設業法改正に伴う監理技術者の補佐(専任義務の緩和)について、兼務できる工事の要件の検討を進めている。
- 令和3年4月に、1級施工管理技士補※が制度化されることになっている。

※建設業法改正に伴い、令和3年度以降に実施される施工管理技術検定は「第1次検定・第2次検定」に分けられる。

1級・第1次検定の合格者を「1級施工管理技士“補”」と称し、監理技術者を補佐する地位が認められる予定。

本日はご当局様、大変お忙しい中での当電業協会との意見交換会、ありがとうございました。
私たち京都府内の電気工事業者は日々、安心安全、現場災害がないようにやっているのですが、今はまあ、コロナ禍の問題、そしてその続きから民間の物件がだいぶ少なくなっています。民間建築物が取合いとなっており、電気工事においても各社大変苦勞しています。そんな状況下でも働き方改革、キャリアアップ等への対応、また、相変わらずの労働者不足、このコロナ禍で職を失う人がいるという中でも建設業には人が入ってこない状況ですが、何とか日々の仕事をこなし頑張っていきたいと考えておりますので、京都府様におかれましては、ぜひ地元の電気工事業者に対し、引続きご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。